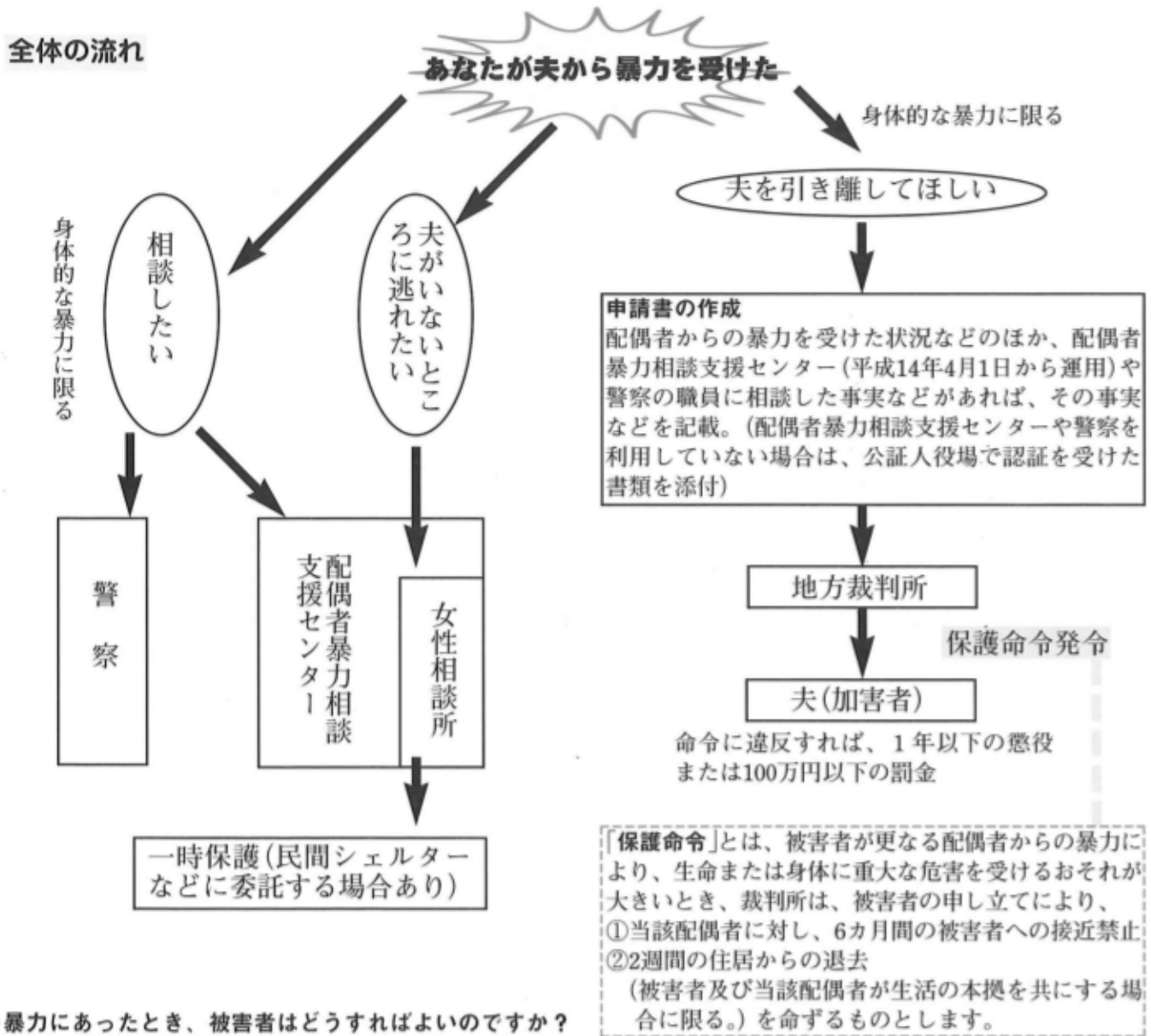


『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が』10月13日から施行されました

これまで配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでした。

この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

※（この法律は、夫からの暴力だけでなく、妻からの暴力も対象としています。）



Q暴力にあったとき、被害者はどうすればよいのですか？

A一人で悩まずに、下記の窓口にご相談ください。

相談窓口(機関)	電話番号	電話受付時間	面接受付時間
山梨県総合女性センター(女性総合相談)	055(237)7830	火～金 9:00～16:00	火～金 9:00～16:00
山梨県女性相談所	055(254)8635	月～金 9:00～17:00	月～金 9:00～15:00
山梨県警察総合相談室	055(233)9110	月～金 8:30～17:00	月～金 8:30～17:00
甲府地方法務局人権擁護課 「女性の人権ホットライン」	055(252)0430	月～金 8:30～17:00	月～金 9:00～16:00